

《鳴門市農業委員会 12月総会 議事録》

開催日時 令和4年12月15日(木) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員 1番 石園 順市 2番 稲木 伸顕 3番 井上 富夫
4番 大西 善郎 5番 小川 佳 7番 高田 吉敏
8番 竹村 昇 9番 谷口 清美 10番 中井 弘
11番 濱堀 秀規 12番 林 恭子 13番 林 博子
14番 平瀬 惣一 15番 小林 幸男 16番 藤江 厚子
17番 藤本 詳治 18番 増金 義文 19番 松浦 秀樹
20番 向 栄治

欠席委員 6番 里見 廣治

議 案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課)
所有権移転 1件
利用権設定 112件
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件
議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 6件
②農地法第5条第1項第8号の規定による届出について 2件
③農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法) 2件
④農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約) 2件
⑤農地であることの証明願について 1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和4年12月の農業委員会を開会いたします。
それでは開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名の内、出席委員19名、欠席委員1名であり、過半数に達しております。
よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。
それでは進行は、谷口会長よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、議事録署名人を選任します。
議事録署名人は、11番 濱堀委員、12番 林（恭子）委員にお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。
この案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 説明に入ります前に、議案書の差し替えについてご案内申し上げます。
議案第1号の内、利用権設定について記載漏れが1件ありましたので、本日お手元に差し替え分を配布しております。
差し替え対象となるページは次の3箇所です。議案書2枚目の目次のページ、議案書6枚目の農協別・期間別・利用権設定の状況、そしてその次に綴じられている農用地利用集積計画が3枚あると思いますが、その3枚目。以上3箇所となります。誠に申し訳ございませんでした。

<1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について>
所有権移転 1件
利用権設定 112件

谷口会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等あればお願いします。
無いようですので、採決いたします。
議案第1号について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、議案第1号については原案どおり承認といたします。
次に、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

竹村委員 8番。譲受人は大麻町川崎地区にて水稻及び野菜等を栽培しています。
申請地は、譲受人が水稻を栽培していることから、今回贈与契約により所有権移転を行うこととなりました。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。
以上で議案第2号については全てご審議いただきました。
次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第5条の規定による許可申請について 2件>
・申請番号1～2について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

大西委員 4番。申請地は、北灘東小学校から南南西に位置する農地です。
譲受人は、申請地の近くで神社を運営しています。譲渡人から複数の農地を借りて参拝客用の駐車場とするため、平成12年に農地転用許可を受けていました。
この度、借りていた土地が寄附されることとなりましたが、今回の申請地が当時の許可申請から漏れていたことが判明したため、今回の申請となりました。
今回の申請にあたり、今後このようなことがないよう農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。
事業計画では、既に碎石を敷き転圧して利用しており、新たな工事は行いません。
排水については雨水のみであり、地下浸透にて処理する計画ですので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、北灘東小学校から南南西へ約900mに位置しており、周囲を宅地や山林に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。
周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり承認といたします。
次に、申請番号2番について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

- 向委員 20番。申請地は、網干休憩所に隣接する農地です。
譲受人は、県内や淡路島で宅地の造成と分譲を行う不動産業者です。
碎石の価格高騰が懸念される中、鳴門市や淡路島での宅地造成に備えて碎石をあらかじめ確保しておくため、休耕状態となっていた申請地を碎石置場として購入することとなり、今回の申請となりました。
事業計画では、整地した後、碎石を敷いて砂の飛散を防止することで周辺農地への被害防除を図ります。
排水については雨水のみであり、地下浸透にて処理する計画ですので、許可しても問題無いと考えます。
- 谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。
- 事務局係長 申請地は、網干休憩所に隣接しており、周囲を宅地や雑種地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。
申請地は、登記地目は山林ですが農地台帳に登録されている他、過去の航空写真から平成20年頃まで耕作されていたことが確認されたなど非農地であるとは認められず、農地法の適用を受けることとなります。
申請地は登記地目が山林であるため、譲受人・譲渡人ともに農地法の手続きが必要とは思わず、既に所有権移転登記が完了していますが、この度の申請にて適法状態とするものです。なお、登記地目が山林であるため農地法の手続きが必要と気付かなかったことは理解できるため、始末書の提出は求めないこととしました。
資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。
- 谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号2番について、承認することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 谷口会長 申請番号2番については原案どおり承認といたします。
以上で議案第3号については全てご審議いただきました。
次に、『議案第4号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。
- 事務局係長 <4. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件>
・申請番号1について申請内容説明
- 谷口会長 次に、地元委員さんからのご意見をお願いします。
申請番号1番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。
- 松浦委員 19番。申請者は大津町で柑橘類を栽培しています。
申請地は耕作されており、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。
- 谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり承認することといたします。
以上で議案第4号については全てご審議いただきました。
次に、『議案第5号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局長 < 5. 報告事項 13件 >
①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 6件
②農地法第5条第1項第8号の規定による届出について 2件
③農地法第18条第6項の規定による通知について
(農業経営基盤強化促進法) 2件
④農地法第18条第6項の規定による通知について
(残存小作地の合意解約) 2件
⑤非農地であることの証明願について 1件

谷口会長 ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。
無いようでございますので、議案第5号報告事項については、原案どおり承認することといたします。
以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。
その他、何かございますか。
事務局、何かありますか。

事務局 特にありません。

谷口会長 他に無いようでございますので、これをもちまして令和4年12月の総会を終了いたします。
ありがとうございました。

閉会 午後2時30分
令和4年12月15日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 濱堀 秀規

議事録署名者 林 恭子